

秋田市危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱の取扱要領

〔平成31年4月19日〕
都市整備部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第23条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 様式は、次の表によるものとする。

様式	様式の名称	根拠条文
第1号	危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付申請書	要綱第7条
第2号	危険ブロック塀等除却支援事業市税納付に関する調査同意書	要綱第7条第1項
第3号	危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付決定通知書	要綱第8条第2項
第4号	危険ブロック塀等除却支援事業補助金不交付決定通知書	要綱第8条第3項
第5号	危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付決定変更申請書	要綱第9条第3項 要綱第11条第1項
第6号	危険ブロック塀等除却支援事業取りやめ届出書	要綱第10条第1項
第7号	危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付決定取消通知書	要綱第10条第2項 要綱第18条第2項
第8号	危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付決定変更通知書	要綱第11条第2項
第9号	危険ブロック塀等除却支援事業完了実績報告書	要綱第13条

第10号	危険ブロック塀等除却支援事業 補助金額確定通知書	要綱第14条第1項
第11号	危険ブロック塀等除却支援事業 補助金交付決定変更通知書	要綱第14条第2項
第12号	危険ブロック塀等除却支援事業 補助金交付請求書	要綱第15条
第13号	危険ブロック塀等除却支援事業 補助金返還命令書	要綱第19条第1項
第14号	危険ブロック塀等除却支援事業 消費税および地方消費税の確定 に伴う報告書	要綱第20条第1項
第15号	危険ブロック塀等除却支援事業 補助金返還命令書	要綱第20条第2項

(補助金交付申請書の添付書類)

第3条 要綱第7条の補助金交付申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 対象工事を行う場所の付近見取図
- (2) 危険ブロック塀等を所有する者であることが確認できる書類（固定資産税台帳兼名寄帳、納税通知書、建物登記事項証明書等）の写し
- (3) 市税の完納が確認できる書類（納税証明書等）の写し又は市税納付に関する調査同意書（様式第2号）
- (4) 要綱第2条第3号に定める耐震診断等の結果の写し
- (5) 危険ブロック塀等の状況が確認できる写真（全景、高さおよび傾斜や亀裂等が確認できるもの）
- (6) 除却工事等に要する費用の見積書の写し（除却工事等以外の工事がある場合は、補助の対象となる除却工事等に要する費用と区別されていること）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(完了実績報告書の添付書類)

第4条 要綱第13条の完了実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 除却工事等の実施に関する契約書の写し
- (2) 除却工事等に要した費用の請求書の写し
- (3) 工事写真（着工前、施工中および完了後が確認できるもの。危険ブロック塀等の高さを60センチメートル未満に減ずる工事にあつては、工事完了後に存するブロック塀等の高さが、60センチメートル未満であることが確認できる写真を添付）
- (4) その他市長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月19日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現にあるこの要領による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）秋田市長

申請者 干 ー
 （所有者等）住所
 フリガナ
 氏名
 電話（ ） ー

危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付申請書

秋田市危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱に係る補助金の交付を受けたいので、同要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。
 また、本申請に係る諸問題が発生した場合は当事者間で解決します。

記

塀の所在地	秋田市
危険ブロック塀等の概要	(厚さ) cm (高さ) m ^(※) (延長) m ^(※) (種類) <input type="checkbox"/> れんが造 <input type="checkbox"/> 石造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()
除却工事等に要する費用	円
補助金の交付申請額	円
除却工事等の概要	<input type="checkbox"/> ア 危険ブロック塀等の全てを除却する工事 <input type="checkbox"/> イ 危険ブロック塀等の高さを60cm未満に減ずる工事 <input type="checkbox"/> ウ 危険ブロック塀等の基礎を除く全てを除却する工事
着工予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
要綱第7条第2項の区別	<input type="checkbox"/> 要綱第7条第2項（ただし書を除く）に該当 <input type="checkbox"/> 要綱第7条第2項ただし書に該当 <input type="checkbox"/> 要綱第7条第2項に該当しない

添付書類

- (1) 対象工事を行う場所の付近見取図
- (2) 危険ブロック塀等を所有する者であることが確認できる書類（固定資産課税台帳兼名寄帳、納税通知書、建物登記事項証明書等）の写し
- (3) 市税の完納が確認できる書類（納税証明書等）の写し又は市税納付に関する調査同意書（様式第2号）
- (4) 要綱第2条第3号に定める耐震診断等の結果の写し
- (5) 危険ブロック塀等の状況が確認できる写真（全景、高さ、傾斜や亀裂等が確認できるもの）
- (6) 除却工事等に要する費用の見積書の写し（除却工事等以外の工事がある場合は、補助の対象となる除却工事等に要する費用と区別されていること）
- (7) その他市長が必要と認める書類

※高さおよび延長は、小数点第二位（第三位以下切捨て）まで記入すること。

様式第2号（第7条第1項関係）

秋田市危険ブロック塀等除却支援事業
市税納付に関する調査同意書

秋田市危険ブロック塀等除却支援事業の申請にあたり、秋田市が下記項目について調査することに同意します。

記

- 1 市税を滞納していないこと
- 2 固定資産税台帳の確認

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

秋田市指令第 号
年 月 日

様

秋田市長 穂 積 志

危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった危険ブロック塀等除却支援事業に係る補助金について、秋田市危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

記

塀の所在地	秋田市
危険ブロック塀等の概要	(厚さ) cm (高さ) m (延長) m (種類) <input type="checkbox"/> れんが造 <input type="checkbox"/> 石造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()
除却工事等に要する費用	円
補助金の交付決定額	円
除却工事等の概要	<input type="checkbox"/> ア 危険ブロック塀等の全てを除却する工事 <input type="checkbox"/> イ 危険ブロック塀等の高さを60cm未満に減ずる工事 <input type="checkbox"/> ウ 危険ブロック塀等の基礎を除く全てを除却する工事
着工予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
要綱第7条第2項の区別	<input type="checkbox"/> 要綱第7条第2項（ただし書を除く）に該当 <input type="checkbox"/> 要綱第7条第2項ただし書に該当 <input type="checkbox"/> 要綱第7条第2項に該当しない

補助金の交付の条件

- (1) 補助金を補助の目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
- (3) 除却工事等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 除却工事等を中止又は廃止しようとするときは、速やかに取りやめ届出書を市長に提出すること。
- (5) 除却工事等の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金交付決定変更申請書により市長に申請すること。

秋田市指令第 号
年 月 日

様

秋田市長

危険ブロック塀等除却支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった危険ブロック塀等除却支援事業に係る補助金について、秋田市危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり不交付とすることを決定したので、同条第3項の規定により通知します。

記

塀の所在地	秋田市
不交付の理由	

年 月 日

（宛先）秋田市長

申請者 〒 ー
（補助決定者） 住所
フリガナ
氏名
電話（ ） ー

危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付決定変更申請書

年 月 日付け秋田市指令第 号で通知のあった危険ブロック
塀等除却支援事業について、下記のとおり変更したいので、秋田市危険ブロック
塀等除却支援事業補助金交付要綱第9条第3項
第11条第1項の規定に基づき申請します。

記

塀の所在地	秋田市
変更前	
変更後	
変更理由	

添付書類

- (1) 変更する内容がわかる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

※補助金交付決定通知書（様式第3号）に記載された内容について、変更となるものを記入してください。

年 月 日

（宛先）秋田市長

届 出 者 〒 ー
（補助決定者） 住 所
フリガナ
氏 名
電 話（ ） ー

危険ブロック塀等除却支援事業取りやめ届出書

年 月 日付け秋田市指令第 号で通知のあった危険ブロック塀等除却支援事業について、下記のとおり取りやめをしたいので、秋田市危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、届出します。なお、既に工事に着手している場合は、周辺への危険や悪影響を防止するための策を講じ、適切な維持保全に努めます。

記

塀の所在地	秋田市
取りやめ理由	

秋田市指令第 号
年 月 日

様

秋田市長

危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け秋田市指令第 号で通知した危険ブロック
塀等除却支援事業について、下記のとおり補助金の交付決定を取消したので、秋
田市危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき
第18条第2項
通知します。

記

塀の所在地	秋田市
補助金の 交付決定額	円
補助金の交付 決定取消額	円
取消の理由	

秋田市指令第 号
年 月 日

様

秋田市長

危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで申請のあった内容について、秋田市危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

塀の所在地	秋田市
変更前	
変更後	
摘要	

年 月 日

（宛先）秋田市長

申請者 〒 ー
（補助決定者） 住所
フリガナ
氏名
電話（ ） ー

危険ブロック塀等除却支援事業完了実績報告書

年 月 日付け秋田市指令第 号で補助金の交付決定を受けた危険ブロック塀等の除却工事等が完了したので、秋田市危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

塀の所在地	秋田市
除却工事等 完了年月日	年 月 日
補助金の 交付決定額	円

添付書類

- (1) 除却工事等の実施に関する契約書の写し
- (2) 除却工事等に要した費用の請求書の写し
- (3) 工事写真（着工前、施工中および完了後が確認できるもの。危険ブロック塀等の高さを60センチメートル未満に減ずる工事にあっては、工事完了後に存するブロック塀等の高さが、60センチメートル未満であることが確認できる写真を添付）
- (4) その他市長が必要と認める書類

秋田市指令第 号
年 月 日

様

秋田市長

危険ブロック塀等除却支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあった危険ブロック塀等の除却工事等について、秋田市危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので、同条の規定により通知します。

記

塀の所在地	秋田市
補助金の 交付決定額	円
補助金の 交付確定額	円

秋田市指令第 号
年 月 日

様

秋田市長

危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで報告のあった内容について、秋田市危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付の決定の内容を変更します。

記

塀の所在地	秋田市
変更前	
変更後	
摘要	

危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）秋田市長

〒 _____
住 所
フリガナ
氏 名
電 話（ _____ ） _____

下記の金額を請求します。

記

秋田市危険ブロック塀等除却支援事業補助金

一式 _____ 円

振込先口座

銀行 _____ 本店
信金 _____ 支店
農協 _____ 本所

口座番号 普通 _____
当座 _____

（フリガナ）
口座名義 _____

秋田市指令第 号
年 月 日

様

秋田市長

危険ブロック塀等除却支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け秋田市指令第 号で補助金の交付決定を取
消した秋田市危険ブロック塀等除却支援事業に係る補助金について、秋田市危険
ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱第19条第1項の規定に基づき、下記の
とおり返還を命じます。

記

返 還 す べ き 補 助 金 の 額	円
返 還 期 限	
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	

年 月 日

危険ブロック塀等除却支援事業
消費税および地方消費税の確定に伴う報告書

（宛先）秋田市長

報告書 一
（補助決定者） 住所
フリガナ
氏名
電話番号

記

年 月 日付け秋田市指令第 号で補助金の交付決定を受けた秋田市危険ブロック塀等除却支援事業補助金について、下記のとおり報告します。

- 1 補助金の額（市が補助金確定通知書により通知した金額）
_____ 円
- 2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額
_____ 円
- 3 消費税および地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
_____ 円
- 4 補助金額返還相当額（3－2）
_____ 円

- （注） 1 積算の内訳を添付してください。
2 課税事業者であっても、単純に補助金額の消費税および地方消費税相当額が消費税等仕入控除による減額の対象額とは限りません。

秋田市指令第 号
年 月 日

様

秋田市長

危険ブロック塀等除却支援事業補助金返還命令書

年 月 日付けで消費税および地方消費税の確定に伴う報告のあった秋田市危険ブロック塀等除却支援事業に係る補助金について、秋田市危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり返還を命じます。

記

返 還 す べ き 補 助 金 の 額	円
返 還 期 限	
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	